第十四条　知的財産権

1　両締約国は、知的財産権への十分かつ効果的な保護を与え、及び確保し、並びに知的財産の保護に関する制度の効率性及び透明性を促進する。この目的のため、両締約国は、一方の締約国の要請があった場合には、速やかに相互に協議する。各締約国は、その協議の結果に基づき、他方の締約国の投資家の投資財産に悪影響を及ぼしていると認められる要因を除去するために、自国の法令に従い、適当な措置をとる。

2　この協定のいかなる規定も、知的財産権の保護に関する多数国間協定であって両締約国が締結しているものに基づく両締約国の権利及び義務に影響を及ぼすものではない。

3　この協定のいかなる規定も、いずれか一方の締約国に対し、知的財産権の保護に関する多数国間協定であって自国が締結しているものにより第三国の投資家及びその投資財産に与えている待遇を、他方の締約国の投資家及びその投資財産に与えることを義務付けるものと解してはならない。

第十五条　租税

この協定のいかなる規定も、二重課税の回避のための条約に基づく締約国の権利及び義務に影響を及ぼすものではない。この協定と当該条約とが抵触する場合には、抵触する限りにおいて、当該条約が優先する。

第十六条　一時的なセーフガード措置

1　いずれの締約国も、次のいずれかの場合には、投資財産に関連する国境を越える資本取引及び投資財産に関連する取引のための支払又は資金の移転（第十一条に規定する資金の移転を含む。）について制限的な措置を採用し、又は維持することができる。

(a)　国際収支及び対外支払に関して重大な困難が生じている場合又は生ずるおそれがある場合

(b)　資金の移転が経済全般の運営、特に通貨及び外国為替に係る政策に重大な困難をもたらし、又はもたらすおそれがある例外的な場合

2　1に規定する制限的な措置は、次の全ての要件を満たすものとする。

(a)　他方の締約国に対し、第三国よりも不利でない待遇を与えるよう適用されるものであること。

(b)　国際通貨基金協定に適合するものであること。

(c)　1に規定する状況に対処するために必要な限度を超えないものであること。

(d)　一時的なものであり、かつ、1に規定する状況が改善するに伴い漸進的に廃止されるものであること。

(e)　他方の締約国に対し、速やかに通報されるものであること。

(f)　他方の締約国の商業上、経済上又は金融上の利益に対し不必要な損害を与えることを避けるものであること。

第十七条　信用秩序の維持のための措置

1　この協定の他の規定にかかわらず、締約国は、金融システムの安定性を確保し、及び維持するため、信用秩序の維持のための措置をとることを妨げられない。

2　締約国は、1の規定に基づいてとる措置がこの協定に適合しない場合には、当該措置をこの協定に基づく当該締約国の義務を回避するための手段として用いてはならない。

第十八条　一方の締約国の投資家と他方の締約国との間の紛争の解決

1　この協定に基づく義務の違反の結果として一方の締約国の投資家と他方の締約国との間に紛争が生ずる場合には、当該紛争は、当該一方の締約国の投資家により当該他方の締約国に対して書面で通知されるものとし、当該一方の締約国の投資家及び当該他方の締約国は、当該紛争を友好的に解決するよう努める。

2　1に規定する紛争は、一方の締約国の投資家により他方の締約国に対して書面で通知された日から六箇月の期間内に解決されない場合には、当該一方の締約国の投資家の書面による要請及び選択により、次のいずれかの裁判所又は仲裁廷に解決のために付託される。

(a)　その領域において当該紛争の対象となる投資が行われた当該他方の締約国の権限のある裁判所

(b)　特別の仲裁廷。ただし、当該紛争の両当事者が別段の合意をする場合を除くほか、国際連合国際商取引法委員会の仲裁規則に基づいて設置される仲裁廷とする。

(c)　国家と他の国家の国民との間の投資紛争の解決に関する条約（以下「ＩＣＳＩＤ条約」という。）に基づいて設置される仲裁廷。ただし、両締約国がＩＣＳＩＤ条約の当事国である場合に限る。

当該紛争は、(a)に規定する権限のある裁判所には、当該六箇月の期間が経過する前であっても付託することができる。

3　投資を受け入れた締約国の権限のある裁判所にまず付託された紛争は、その裁判が係属している限り、当該紛争の両当事者の合意なしに、仲裁に付託することができない。当該紛争は、確定判決が下された後は、仲裁に付託することができない。

4　2(b)に規定する特別の仲裁廷は、次の規定に従って設置される。

(a)　1に規定する紛争の各当事者は、それぞれ一人の仲裁人を任命するものとし、このようにして任命された二人の仲裁人は、合意によって第三の仲裁人を任命する。当該第三の仲裁人は、第三国の国民でなければならず、仲裁廷の長として指名される。全ての仲裁人は、2に規定する仲裁の要請の受領から三箇月以内に任命されなければならない。

(b)　(a)に規定するいずれの当事者も、仲裁人についての必要な任命が(a)に定める期間内に行われなかった場合には、別段の合意がある場合を除くほか、ハーグの常設仲裁裁判所事務総長に対し、当該必要な任命を行うよう要請することができる。

5　仲裁廷の裁定は、最終的なものであり、かつ、紛争の両当事者を拘束する。仲裁廷の裁定は、この協定及び適用可能な国際法の原則に従って下される。仲裁廷は、投票の過半数による議決で裁定を下す。

6　各締約国は、この条の規定による仲裁に請求を付託することに同意する。

第十九条　両締約国間の紛争の解決

1　この協定の解釈又は適用に関連して両締約国間に生ずる全ての紛争は、可能な限り、まず協議により友好的に解決する。意見の相違がある場合には、一方の締約国は、他方の締約国に通知した上で、二人の仲裁人であって両締約国が任命するもの及び仲裁廷の長の三人から成る仲裁廷にその事案を付託することができる。

2　各締約国は、1に規定する紛争が仲裁廷に付託される場合には、その通知の受領から六十日以内にそれぞれ一人の仲裁人を任命するものとし、両締約国によって任命される仲裁人は、いずれか遅い方の任命の日から六十日以内に当該仲裁廷の長を任命する。それぞれの期間において、いずれかの締約国が自国の仲裁人を任命しない場合又は任命された仲裁人が仲裁廷の長の任命について合意しない場合には、各締約国は、常設仲裁裁判所事務総長に対し、任命していない締約国の仲裁人又は仲裁廷の長を任命するよう要請することができる。もっとも、仲裁廷の長は、その任命の時点において、両締約国と外交関係を有する国の国民でなければならない。

3　常設仲裁裁判所事務総長が仲裁廷の長の任命を行う場合において、同事務総長が、この任務を遂行することができないとき、又はいずれか一方の締約国の国民であるときは、常設仲裁裁判所事務次長が当該任命を行うものとし、同事務次長が、当該任務を遂行することができないとき、又はいずれか一方の締約国の国民であるときは、いずれの締約国の国民でもない常設仲裁裁判所の上席の構成員が当該任命を行う。